

那覇市立城岳小学校における 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

社会全体が、長期間にわたって
この新しいウィルスとともに生きていかなければならない
という認識に立つこと（文部科学省 5/1 付け）

令和2年5月12日
那覇市立城岳小学校

感染症対策の大原則

1 感染源を断つ（児童・職員を含め校内に立ち入る全ての方に）

◎安全を最優先に考え、発熱等かぜ症状のある児童をはじめ、疑わしき事案については、原則として、出席停止とすることにより、児童同士及び教職員との間での接触を避ける。

- 家庭と連携した毎朝の検温、風邪症状の確認（健康観察表）
- 同居の家族にも検温、体調確認を行い、学校への連絡を依頼
- 職員の検温（毎日2回）の徹底（体調不良：特別休暇）
- 登校時の健康観察の徹底（サーマルカメラの活用等）
- 業者、保護者の立ち入りの制限（サーマルカメラ、アルコール消毒）

2 集団感染のリスクへの対応

◎3密（換気の悪い密閉空間・多くの人密集・近距離での発声）を避ける環境づくり、感染経路を絶つ対策に努める。以下について、学級指導を徹底する。

- 換気の徹底（授業中）・配席の工夫
- 手洗いの徹底
- マスク着用の徹底
- 児童が手に触れる箇所の清掃
- 登下校の工夫
- 授業中等に留意すること（音楽・体育・家庭科等、給食時間）

3 児童の不安及び感染者への偏見や差別への対応

◎感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように留意するとともに、個人情報取り扱いにも留意する。

I 具体的方策

1 感染源を絶つ（発熱等かぜ症状のある児童の出席停止の徹底）

(1)家庭での健康観察

- ①毎朝、体温を測り、発熱（体温が37度程度）・咳などの症状がある場合は、登校を控えるようにし、その場合、出席停止となることを保護者に周知する。
- ②同居の家族にも自身の検温や体調確認をしてもらい、変化があれば学校に連絡するよう、依頼する。
- ③健康観察表（別紙参照）は、家庭で記載。毎日持ってきてもらい、学校との健康状態の共有に活用する。

(2)学校での朝の健康観察（児童玄関、各教室、保健室）

- ① 児童玄関（第1チェック）…**3密の回避**
 - サーマルカメラチェック…教頭
 - 健康観察表・持参の有無の確認（口頭のみ）…担外
 - 持参していない児童は、その場で検温する。使用した体温計を1回毎にアルコール綿で消毒する。…担外
- ② 各教室（学級担任）
 - 教室に入る前に、持参した健康観察表を確認。家庭で登校前に検温をしていない児童には、体温の測定をする。低学年…担任、中・高学年…保健室。
 - 欠席者及び遅刻している児童を把握し、その理由を確認する。（欠席届等）。
 - 出席者の健康観察をする。
 - 結果は「健康観察簿」に記入し、2校時休み時間まで養護教諭に提出する。
 - 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、随時養護教諭に引き継ぐ。
- ③ 養護教諭は提出された健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。

※教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱等かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

2 集団感染のリスクへの対応（3密の回避及び感染経路を絶つ）

(1)教室内の換気

- ①常時2方向の窓を全開にする。
- ②窓を閉める場合は、1授業時間に1回（授業開始20分後）と毎休み時間は2方向の窓を全開し、5分以上換気する。
- ③窓を閉める場合、窓が1つしかない場合は、扇風機を活用し空気の流れを作る。

④児童に対して、換気の意義や方法を指導する。（学級活動、保健体育等）

(2) 教室内の配席

- ①教員は、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用する。
児童までの距離を可能な限り一定程度（2m程度が望ましい）離す。
- ②教室等において、座席間を離して一人ずつ着席させる。できるだけ児童間の距離を離すよう配慮する。
- ③グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、児童同士が近距離での会話や発声を避けることができるようにしたり、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用させる。
- ④児童に密集を防ぐ意義や方法について指導を行う。

(3) 感染経路を絶つ対策

① 手洗いの徹底・・・石けんでの手洗い

- ・児童に手洗いの効果、正しい手の洗い方、手洗いのタイミングを指導する。

手洗いのタイミング

- | |
|--|
| ①登校直後 ②咳やくしゃみ、鼻をかんだ後 ③体育の授業後
④外遊びの後 ⑤みんなで使うものを触った後 ⑥トイレの後
⑦給食前 ⑧休み時間ごと 等 |
|--|

- ・各個人でボックスティッシュ、またはペーパータオルの持参し、使用する。

② マスク着用の徹底・咳エチケット

- ・児童にマスク着用の意義と正しいマスクの着用方法について指導する。
- ・マスク未着用の児童については、本人への指導、家庭への連絡を行う
- ・咳エチケットの意義と方法について、指導する。

③ 消毒の徹底

- ・多くの児童が手に触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等）は、チェックリストを作成し、担当者を決める。（養護教諭・環境整備主任）
- ・当面の間、トイレ掃除は放課後に、職員で対応する。その際、手袋、マスクを着用する。

(4) 下校の仕方

- ①当面の間、「たしかめタイム」は実施しない。
- ②下校の際は、3密を避けるため、時差下校とする（例：縦割りのクラスごと・教頭アナウンス）。当面の間、担任は児童玄関まで誘導し、密にならないように指導する。

(5) 授業の留意点について

①「密閉」を避ける→換気の徹底

- 可能な限り常時窓は開けておく。窓は対角線の2方向開ける
- 授業開始 20 分後には喚起（5 分以上）。その後休み時間ごとに喚起。
- 風の弱い日は扇風機を回すと効果が上がる

②共用で器具や用具等を使用するときの注意事項

- 理科、図画工作科、家庭科、体育科等において、共用で使用する器具や用具、ICT 機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。
- ICT機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭く。

③特に配慮を要する教科

○音楽科

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、当面の間、歌唱及び口に触れる楽器の演奏の学習を見合わせる。段階的に取り入れる際、できる限り一人一人の間隔を開け、人がいる方向に口が向かないようにする。

○体育科

- ・マスクを着用して学習活動をしてよい。
- ・できる限り、屋外で学習する。
- ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放する等、十分な換気を行う。
（開放が難しい場合は、授業開始20分後に活動休止、5分以上の換気）
- ・体づくり運動、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避ける。
例：サッカーにおけるボールの奪い合い
バスケットボールにおける防御等
- ・近距離での会話や活動は避ける。
- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。
- ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする
- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。
- ・上記のことに留意するとともに、単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫も行う。

※できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。また、同じく小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導する。その他にも、密集、密接を防ぐ意義や方法も指導する。

○家庭科

- ・単元を入れ替え等で年間指導計画を見直し、当面の間、調理実習は見合わせる。
- ・裁縫実習を行う際には、児童同士が近距離で作業することを避け、ミシン等の用具の消毒を行う。

○外国語・外国語活動

- ・握手・ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避ける。

(6)給食の留意点について

①児童全員、給食の前に石けんを用いた手洗いの徹底を行う。

教師は、児童机をアルコールで消毒する。

- ②給食当番を行う児童の体調を点検（下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無）、適切でないと思われる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ③給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及びエプロン等を着用し、同じマスク及びエプロン等を複数の児童で使用しない。
- ④給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童及び教職員が行う（セルフは行わない）。おかわり等の配食は、教職員が行う。
- ⑤児童は飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず前を向いて食べる。会話を控える等の指導をする。

3 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しにも感染の可能性があるのがあって、特定の国や地域をさして「（○○○の国や地域）からの子どもや保護者が来るなら（いるなら）学校には行かない（行かせない）」「（○○○の国や地域）の子どもが感染症を広めている」といった偏見や差別につながるような言動に対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応を行うようにする。また、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりしないようにする。

子ども・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないようにする。

4 その他

(1)免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

(2)心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。